

2026 年度 事業計画書

2026 年 4 月 1 日から
2027 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

2026 年度事業計画書

I 概況

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）が施行され 29 年となり、さらに、2010 年（平成 22 年）に一部改正法が施行されて 16 年が経過する。

臓器提供件数は、2025 年度（2025 年 4 月～2026 年 2 月）149 件（内脳死下 136 件）で、2024 年度（2024 年 4 月～2025 年 2 月）134 件（内脳死下 127 件）と対前年度同期を比較すると提供件数で 15 件、脳死下提供件数で 9 件といずれも増加している。

2026 年度はあっせん業務関係として、コーディネーターの適正配置に努めるとともにあっせん業務補助者や臨床心理士を継続配置する。あっせん事例のレシピエント選定に当たっては、レシピエント検索システム（以下「E-VAS」という。）とレシピエント選定リストの自動作成機能(RRBS)で作成したリストによる二重確認を継続実施する。JOT 及び都道府県コーディネーターによる全ドナーチャートの入力と医療画像データの取り込み等、現地あっせん機能の電子化対応を拡充する。また、2025 年度に実施したあっせん対応本部での移植施設への事前連絡（ドナー情報の早期化連絡）の自動化を意思確認業務まで運用拡大を図る。

2026 年度の主なシステム改修として、ドナー関連業務実施法人とシステムを共有利用するための機能拡充とシステムの改善改修と選択基準の最適化改修を継続実施する。

意思登録システムについては、老朽取り換え対応と合わせて E-VAS と同一のデータセンターへ移設することで連携性を高める。

また、移植医学情報を研究目的に活用できるよう開発した臓器移植包括的レジストリ（以下「TRACER」という。）については、2025 年度より研究用データの提供を開始したところであるが、引き続き安定稼働に努める。

E-VAS を中心とする次期基幹システムの刷新に向けたグランドデザイン策定については、2025 年度に実施したフェーズ 1（現行調査・課題抽出）の成果物をベースにフェーズ 2（グランドデザイン策定、開発費用算定、開発のための RFP 作成支援準備等）を行い、厚生労働省と情報共有していく。

次にあっせん事業体制整備として、コーディネーションに関連する職種の教育研修体制の強化を図る。「ドナーのご家族のための集い」の開催、ドナーファミリー専用ダイヤル・専用電子メールの運用、個別サポート「みどりのカフェ」の実施、ドナー家族専用サイトの運用等、ドナー家族のニーズに沿ったケアを実施する。

また、都道府県内活動・研修事業、臓器提供意思登録事業、提供施設技術研修事業、家族支援基盤強化事業を推進する。

次に広報事業として、臓器移植に関する理解を深めるために、SNS 等各種広報媒体を介して普及啓発を図る。また、10 月の臓器移植普及推進月間を中心に都道府県や移植関係機関等と連携し、臓器移植推進国民大会及びグリーンリボンキャンペーン等を展開するとともに、若年層への普及啓発を促進する。

次に、厚生労働省との定例会等を通じたコミュニケーション強化と速やかな情報共有を図るとともに、アドバイザーボードとの連携によりガバナンス体制を推進する。

また、新たなドナー関連業務実施法人との連携によりあっせん業務を公平、公正、適切

かつ安定的に実施できる支援体制を構築する。さらに、認定ドナーコーディネーター協議会との情報連携により、新設される移植コーディネーターの教育・研修の実施に向け積極的な支援を推進する。

II 2026年度事業計画

1 あっせん業務関係事業

- (1) 臓器のあっせんを行うに当たっては、業務基準書（①登録・更新に関する業務、②移植検査に関する業務（移植検査施設対応）、③あっせん事例に関する業務（現地対応、本部対応））に基づき実施する。業務基準書は、実務の適正化を図るため、年1回精査の上改訂し、あっせん業務に関わるコーディネーター全員、あっせん業務補助者、情報管理者全員への周知と徹底を図る。
- (2) コーディネーター、チーフコーディネーターの適正配置に努め、臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。
- (3) 臓器提供事例発生時における医学的判断やコーディネーターの統括、その他あっせん業務に関する医学的問題点の検討等の業務を行うメディカルコーディネーターを設置し、円滑なあっせん業務に努める。
- (4) 臓器あっせんのための移植施設への連絡、あっせん対応本部における関係機関への連絡・調整、あっせん書類の管理、あっせん事例の評価に関する資料作成等の業務を行うあっせん業務補助者を設置し、より効率的なあっせん業務を行う。
- (5) レシピエント情報の登録・更新・血清管理の業務を行う情報管理者を設置し、レシピエント情報の適正な管理を行う。
- (6) レシピエント選定時の順位付け及びこれに関連する業務を行う部門を設置し、レシピエント選択基準に基づいた臓器あっせんを実施する。
- (7) 移植検査の質の担保と明確な関係性に基づいた検査体制の確立のため、「移植検査に関する業務基準書」に基づき、移植検査センターとの間で業務提携基本契約を締結し助成や必要物品の供与を行う。
- (8) 臓器のあっせんに必要な移植検査（ウェストナイルウイルス抗体検査、感染症検査確認検査等）を円滑に実施するために、業務基準書の項目に基づき必要な経費の助成を行う。
- (9) 移植医療をさらに安定的に推進するため、世界保健機関（WHO）発行のガイドライン（感染性物質の輸送規則に関するガイドライン）に定める、「基本的三重包装の手法」に準じた血液検体の輸送を引き続き実施する。また、輸送中の事故による偶発的な破損を防止し、検体漏洩による二次的感染被害を最小限にするとともに、安全性を確保した移植検査体制の基盤を強化する。
- (10) 自動分注装置の導入及び人員の強化等により、円滑な血清の回収と検査の質の担保を図り、移植検査体制の基盤強化を進める。
- (11) 臓器移植登録者・臓器提供者・臓器移植者に関する移植医学情報の収集や分析を強化し、得られたデータの有効活用やデータ発信するためのデータセンターとして、組織的に臓器移植に関する調査及び研究並びにそれらに対する支援を専属的に遂行するための専門部署を設置し、メディカルコーディネーター及びデータサイエンティストを配置する。ドナー・レシピエント・臓器移植登録者の個人情報を守りながら、一元化され悉皆性の高いレジストリを構築し、年次報告資料の作成、厚生労働省や国

会への報告、臓器移植関連学会・研究会への匿名加工情報提供、研究者への匿名加工情報提供等、得られた移植医学情報を活用できる体制を構築する。

(12) レシピエント選定時に実施している、レシピエント選定リスト作成プログラムにより作成したリストと、E-VAS リストによる二重確認の運用については、2024年度より負荷軽減された自動作成機能(RRBS)を利用して安定的に運用している。

2026年度の主なシステム改修としては、以下の3点について取り組む。

- ・ドナー関連業務実施法人とシステムを共有利用するための機能拡充として、新たな情報共有基盤の構築とドナー関連実施法人を含めたあっせん状況の全体把握の仕組みを構築する。
- ・選択基準の最適化改修としては、肝臓の原疾患グループ化対応等に恒久対応する。
- ・意思登録システムについては、老朽取り換え対応と合わせて E-VAS と同一のデータセンターへ移設することで連携性を高める。

また、2025年度に導入した以下のシステムについては導入拡大と安定運用を図る。

- ・JOT 及び都道府県コーディネーターによる全ドナーチャートの入力と医療画像データの取り込み等、現地あっせん機能の電子化対応を拡充する。
- ・2025年度に実施したあっせん対応本部での移植施設への事前連絡（ドナー情報の早期化連絡）の自動化を意思確認業務まで運用拡大を図る。
- ・移植医学情報を研究目的に活用できるよう開発した TRACER については、2025年度より研究用データの提供を開始したところであるが、引き続き安定稼働に努める。

次に中長期的な対応として、E-VAS を中心とする次期基幹システムの刷新に向けたグランドデザイン策定については、2025年度に実施したフェーズ1（現行調査・課題抽出）の成果物をベースにフェーズ2（グランドデザイン策定、開発費用算定、開発のための RFP 作成支援等）を行い、厚生労働省と情報共有していく。

近年、急増しているランサムウェア等の情報セキュリティ事故に対応するため、2023年度のエンドポイントセキュリティに加え、2024年度はビジネスチャットツールや2要素認証の導入を図り、2025年度はBoxセキュリティの強化を図ったが、2026年度も継続して、ネットワークセキュリティやゼロトラストセキュリティ等を導入する等適切な対策を講じていく。

2 あっせん事業体制整備事業

(1) 都道府県内活動事業

臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する体制の構築、及び臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができるような院内体制を整備するとともに、都道府県内の臓器移植関係者（都道府県行政・腎バンク・アイバンク・医療機関・民間団体・都道府県コーディネーター）が連携して行う移植医療に関する普及啓発活動及び意思表示促進活動等の実施に必要な経費に対して助成を行う。

(2) 都道府県内研修事業

臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する体制の構築、及び臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができるような院内体制を整備するとともに、都道府県内の臓器移植関係者（都道府県行政・腎バンク・ア

イバンク・医療機関・民間団体・都道府県コーディネーター)が連携して行う移植医療に関する諸問題の検討、教育・研修活動等の実施に必要な経費に対して助成を行う。

(3) 臓器提供意思登録事業

意思表示の促進を目的に、国民に臓器提供に関する適切な情報の提供を行うとともに、意思表示(登録)の機会拡大につながるように、パンフレット類の作成及び配布に加え、社団のホームページ等において展開するデジタルコンテンツの拡充及び、国民の情報の取得環境に合わせて整備を進める。特にマイナンバーカード、運転免許証発行窓口及び健康保険に係る窓口においては、引き続き、関係機関との連携を図り、各窓口の発行する媒体に加えてインターネットによる登録があることや意思表示の必要性等について、リーフレット配布やデジタルでの連携等を通じて、情報提供の強化と機会の最大化を図る。

(4) 臓器移植研修事業

臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、社団及び都道府県コーディネーターを対象として、コーディネーションに関連する体系化した教育研修プログラムに基づき、教育研修の強化を図る。JOT 教育学習システム(J-ELS)および学習用書籍を活用し、eラーニング、集合研修、実務研修等を組み合わせた段階別・目的別の研修を実施することにより、移植医療に関する最新の知見、実務能力、ドナー家族支援等に係るコーディネーター及びチーフコーディネーターの養成及び資質向上を推進する。

(5) 提供施設技術研修事業

各種学会で実施される終末期患者の対応や臓器提供に関するセミナー、シンポジウム、ワークショップ等において、それぞれの職種の特殊性や専門性を活かした院内体制整備に資することを目的とした研修に対し助成を行う。

(6) ドナー家族に対する心理的ケア事業

レシピエントの移植後経過報告並びに厚生労働大臣感謝状やサンクスレターの授受について、ドナー家族の希望に応じた支援を行う。

「ドナーのご家族のための集い」の開催やドナーのご家族専用サイト(Green Ribbon Garden~こころ、つなぐ~)を通して、ドナー家族同士の交流や思いを共有する環境を整備する。

ドナーファミリー専用ダイヤル・専用電子メールの運用、個別サポート「みどりのカフェ」の実施を通じて、ドナー家族が移植コーディネーターといつでも連絡をとれる環境を整備する。

ドナー家族が必要とする情報を家族自身でいつでも入手することができるようホームページの充実を図り、冊子「大切な人を亡くされた方へ」をすべてのご家族に手渡すとともに、年1回見直し情報の最適化を図る。

ドナー家族へ説明する際に用いる説明冊子の内容を見直しするとともに、遠隔対応できるよう電子化(タブレット対応)を図る。また、日本語以外の家族への説明が円滑に行えるよう多言語の説明冊子や医療通訳体制を整備する。

(7) 家族支援基盤強化事業

家族支援専門部門(家族連携室)において、組織的なドナー家族の支援体制の整備を図る。また、臨床心理士を配置し、コーディネーターと連携のもと、専門的かつ多角的なアプローチによるドナー家族支援を検討する。ドナー家族が孤立することなく、

社会との繋がりを維持できるよう、ドナー家族の希望に応じて、医療機関、地域、他団体へ繋ぐドナー家族支援システムの構築を目指す。

3 普及啓発事業

(1) 一般普及啓発

臓器移植医療と社団の社会的意義を広く社会に周知し、臓器移植に関する理解を深めるため、移植経験者等の手記・インタビュー映像、冊子、ポスター等の有効な資料を作成し、展開する。

また、社会情勢や国民の要望に合わせ、より広く移植医療の情報に接することができるようにデジタル化を推進し、社団及びグリーンリボンキャンペーンホームページ、SNS 等を積極的に活用し、展開する。

10月の臓器移植普及推進月間を中心として、都道府県や移植関係機関等との協働を一層強化し、デジタルコンテンツ等の相互の利用による情報発信及びグリーンリボンキャンペーンによる連携等を通して、国民の移植医療への理解及び情報の取得機会の拡大につなげる。

これらに並行して、事業展開について継続的に検証を進め、持続的な事業の進展を図る。

(2) 若年層への普及啓発の支援

教育者等を対象に臓器移植に関する理解を深めるとともに、若年層への授業実践機会の拡大を図るため、セミナーの開催等による情報提供及び授業を支援する教材の作成や提供を進める。また、移植医療の関係者、ドナー家族やレシピエント等の講演による経験談等に接する機会の提供を通して、授業内容の充実につなげ、若年層への臓器移植の理解を促進する。

4 各種委員会等の開催

(1) あっせん事例評価委員会

脳死下臓器提供事例の検証を行うため、あっせん事例評価委員会を開催する。早急な評価が必要と思われる事例については、脳死下・心停止後を問わず、緊急に検証を行う。

(2) 移植検査委員会

臓器移植登録者の増加及びドナー数の増加に伴う移植検査件数が増加している中、持続可能な検査体制の確立のために移植検査センターの業務分散化・効率化及びパネルテストの導入等検査方法の見直しが喫緊の課題であり、あっせん時における適切かつ円滑な移植検査の基盤強化について審議するため、移植検査委員会を開催する。

① 移植検査委員会 特定移植検査センター部会

移植検査における実務業務、保存血清の保管に関する事項等について審議する。

(3) 安全管理推進委員会

社団の安全管理全般に関する事項を審議する。

(4) 倫理委員会

社団の情報の提供等に関し、倫理的、医学的、社会的観点から倫理上の妥当性について審査、審議する。

(5) 移植施設委員会

移植施設における臓器移植登録者の登録更新及び保存血清業務、移植候補者への意思確認、臓器搬送の調整、臓器摘出チームの派遣、移植後経過報告等、臓器移植施設全般に関わる事項及び諸問題について審議するため、移植施設委員会を開催する。

① 移植施設委員会 レシピエント移植コーディネーター部会

レシピエント移植コーディネーターと社団コーディネーターとの連携に関する事項、円滑な臓器移植に向けた相互連携に関する事項等について審議するため、レシピエント移植コーディネーター部会を開催する。

(6) 提供施設委員会

脳死下及び心停止後の臓器提供に関する院内体制を整備しようとする医療機関に対し、適正かつ円滑な臓器提供の実施のため、実効性のあるマニュアル整備やシミュレーション実施等の院内体制整備への支援、ドナー家族の心理プロセスを踏まえた家族支援に関する教育研修体制の構築、心停止後臓器提供に関する院内体制整備、臓器提供における医療チーム連携のあり方等の検討、他の諸問題について審議するため、提供施設委員会を開催する。

① 提供施設委員会 ドナー家族ケア部会

医療機関におけるドナー家族への具体的支援方法や研修内容に関する事項、コーディネーターによるドナー家族支援に係る業務改善に関する事項等について審議するため、ドナー家族ケア部会を開催する。

(7) 広報委員会

臓器移植の普及啓発をはじめ、臓器移植医療及び社団に係る広報全般に関する事項について審議する。

(8) 臓器移植医学情報活用委員会

2025年度より TRACER が稼働し、移植施設からのデータ登録及び学会への匿名加工情報の提供を開始したが、本レジストリの継続的な開発、運用、活用に関する事項、及び臓器移植関連学会等との連携に関する事項について臓器移植医学情報活用委員会で審議する。さらに、生体間臓器移植を含め日本の臓器移植に関する情報を一元的に取り扱うことができるようなロードマップを明確に構築できるよう臓器移植関連学会等と継続して協議する。

5 臓器移植推進国民大会

毎年10月の臓器移植普及推進月間開催する臓器移植推進国民大会は、厚生労働省、都道府県、公益財団法人日本腎臓財団と社団の主催で実施している。今年度は10月18日（日）に新潟県で開催する。臓器移植対策推進功労者への厚生労働大臣感謝状贈呈及び臓器移植の推進に係る普及啓発イベント等を実施する。

6 社団管理事業

(1) 労働環境の改善に向けた取り組みを行う。

① 職員向けのハラスメント研修を定期的に行い、安心して働ける職場環境の構築に取り組む。

② 健康被害防止への取り組みとして、産業医の面接指導や産業医講話、衛生委員会を活用した職場環境改善に向けた検討等、職場の健康環境の改善を図る。また、ストレスチェックを実施して職員のストレスへの気づきなどを促す。

- ③ コーディネーター業務の見直し、効率化、業務移管等により、業務負荷の軽減・分散化を図る。
 - ④ 増加が見込まれるあっせん件数に対応するため、マッチング業務を行う環境の整備を行う。
- (2) 財政の安定運営のため、収支状況、各種手当の支給実態等を把握し、適正な運用を行い、財政の安定化を図る。
 - (3) 社団における業務全般の安全管理を推進するため、安全管理担当者会議を開催し、安全管理上の課題解決や業務改善に取り組む。また、新入職員に対しては入職時研修、全職員に対しては職員研修を実施し、定期的な情報発信を行い、職員の安全管理意識の醸成を図る。
 - (4) 事業継続計画（Business Continuity Plan ; BCP）に基づいて、各部門の BCP 策定を行い、BCP に基づいた訓練を実施することで、災害などの緊急事態に際し、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図れる体制を維持する。
 - (5) 厚生労働省との定例会等を通じたコミュニケーション強化と速やかな情報共有を図るとともに、アドバイザリーボードとの連携によりガバナンス体制を推進する。
 - (6) 社団運営のための意思決定機関である理事会、社員総会を効率的に開催する。